

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

関東（埼玉）厚生年金 事案 8593

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を72万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 23 日

A社から申立期間に賞与が支給されている上、厚生年金保険料も控除されていたのに、厚生労働省の記録によれば、当該期間に係る賞与の記録が無い。納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支給を受け、標準賞与額72万7,000円に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を、4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 23 日

A社に係る厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る普通・貯蓄預金補助元帳の履歴（以下「口座の履歴」という。）により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思うとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された口座の履歴で確認できる賞与振込額により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は当該期間に係る賞与の届出を行っていない

としている上、当該期間当時の事業主も当該供述のとおりで間違いないと思うとしていることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（山梨）厚生年金 事案 8596

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

A社において、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったため、厚生年金保険の被保険者記録に賞与の記録が無い。当該賞与を記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成19年8月10日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を提出することを失念し、申立期間に係る保険料を納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（栃木）厚生年金 事案 8597

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

A社からB社へ事業所名が変更となったが、勤務形態や仕事内容は変わらないのに、申立期間の被保険者記録が欠落しているため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同期入社と同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A社又はB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その翌日である同年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年9月1日で被保険者資格を再取得していることが確認できる上、複数の同僚が、申立期間において同社の業務内容に変化は無く、継続して勤務していたとし、厚生年金保険料は、申立期間において控除されていたと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料並びに周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和55年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、11万円とすること

が妥当である。

なお、オンライン記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、商業登記簿謄本により申立期間において事業所名及び所在地の変更が無いことが確認できる上、上述のとおり、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年9月1日に被保険者資格を再取得していることが確認でき、複数の同僚が申立期間において継続して勤務していたと供述していることから、同社は申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（茨城）国民年金 事案 5473

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 12 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月から 54 年 3 月まで

私が会社を退職した昭和 53 年 12 月頃に、私の母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った母は既に他界しており、私は納付に関与していないため詳しいことは分からないが、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているが、その母は既に他界しており証言を得られず、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 5 年 5 月頃に払い出されたものと推認され、申立人が所持している年金手帳の「初めて被保険者となった日」は、「平成 5 年 4 月 1 日」と記載されている上、当該日付はオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間のため、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 1 月 26 日から同年 3 月 1 日まで
② 昭和 36 年 10 月 12 日から 39 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間①は、当時勤務していたA事業所から同じ建物内にあったB社（現在は、C社）に転職した時期であるが、同社の事業主に引き続き厚生年金保険の加入についてお願いして了承されたはずである。

申立期間②は、B社を退社し、すぐにD社に入社したが、同社の事業主と厚生年金保険の加入について確認したはずである。

申立期間③は、D社が倒産した後にその跡地で操業したE社の事業主から、同社に入社を勧められ、その時に厚生年金保険の加入手続きも行うと説明を受けた。

申立期間①、②及び③に勤務したそれぞれの事業所の給与明細書で厚生年金保険料が控除されているのを見た記憶がある。当該期間にそれぞれの事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていないのであれば、厚生年金保険に加入すると偽りの説明をされ、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、B社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社の事業所別被保険者名簿により、同社は、昭和33年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除等について聴取することができず、C社の事業主は、申立期間①当時の資料は無く申立人の厚生年金保険料の控除等については不明であると回答している。

さらに、申立期間①当時の経理事務担当者は、B社が厚生年金保険の適用事業所となる前は、控除する保険料額も分からないため、保険料を引きようもなく、厚生年金保険料は控除していなかったと回答している上、申立人と同日にA事業所の被保険者資格を喪失し、B社が適用事業所となった同日付けで被保険者資格を取得した同僚を含む複数の同僚も、当該期間に厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶は無いと回答している。

- 2 申立期間②について、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、D社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D社の事業所別被保険者名簿により、同社は、昭和39年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、登記簿により、同社は36年11月*日に会社として成立しており、当該期間当初には、法人登記されていないことが確認できる。

また、申立人がD社の事業主であったとする者は既に死亡しているため、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除等について聴取することができず、同社の登記簿における事業主は、当該期間当時の資料は無く、申立人の厚生年金保険料の控除等については不明であると回答しており、複数の同僚からも、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前から、厚生年金保険料を給与から控除していたとする供述は得られない。

さらに、申立人のD社での雇用保険被保険者記録と推認される当該加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

- 3 申立期間③について、申立人が当該期間に勤務していたとするE社は、昭和40年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないことが同社の事業所別被保険者名簿で確認できる。

また、E社の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間③における勤務の状況等について聴取することができない上、同社の後継事業所は平成23年に解散しているところ、同社の後継事業所の親会社では、当時の人事記録等の資料は無いとしており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人と同様に、D社が倒産した後に同社からE社に再就職したとする同僚は、前社の倒産から後社の立ち上げまで2か月程度の期間があったと供述している上、複数の同僚からも、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前から厚生年金保険料を給与から控除していたとする供述は得られない。

4 このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月頃 から 37 年 1 月頃 まで
② 昭和 40 年 7 月頃 から 同年 10 月 1 日 まで

私は、A区B地区にあったC社（現在は、D社）が経営するEというF店に昭和35年8月頃から37年1月頃まで勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険の記録が無い。

また、G区H地区にあったI社には、昭和40年7月頃から41年1月26日まで勤務していたが、入社した40年7月頃から同年10月1日までの申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険料が控除されていた資料等はないが、調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、D社の事業主は、「昭和39年以前のC社の雇用に係る資料は存在せず、申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除等は不明である。」と述べている。

また、申立人はA区B地区にあったC社が経営するEというF店に勤めていたと述べているが、上記事業主は、会社沿革についての資料を提示した上で、「店名がEとなったのは、平成に入ってからであり、申立期間①頃は『J』と言っていた。」と述べている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の表紙には、同社の事業所名の下に「F店J」と表記されている。

さらに、当該被保険者名簿で申立期間①当時に被保険者記録が確認できる複数の同僚に申立人から提出された社員旅行の写真について確認を求めたところ、写真に写っている申立人及び申立人が同僚であったとす

る6人について「見覚えが無い。」としている。

加えて、C社の申立期間①に係る当該被保険者名簿において、申立人及び申立人が同僚であったとする上記の者を含む8人の氏名は確認できない。

- 2 申立期間②について、I社に係る事業所別被保険者名簿において、当該期間は同社が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である上、申立人は同社が適用事業所となった昭和40年10月1日に、事業主を含めて7人の同僚とともに厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、I社は、既に解散しており、事業主も死亡している上、申立期間②に係る同僚照会もできないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間②に事務員であったとする同僚一人については、同社に係る当該被保険者名簿において、確認することができない。

- 3 このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。